

リスク分担表

設置者と指定管理者とのリスク分担表

項目番号	事由	内容	県	指定管理者
1	法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
		上記以外の場合		○
2	第三者賠償(※1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情)		○
		上記以外の場合	○	
3	施設利用者への損害(※1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者のけが等)		○
		上記以外の場合	○	
4	物価変動(※3)	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
5	金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
6	不可抗力(※3)	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
7	事業の中止・延期	県の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄、破綻		○
8	資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
		上記以外の場合		○
9	施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
10	需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
11	税制度の変更(※3)	税制度の変更があった場合	○	○
12	管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		修繕に係る費用が1件当たり50万円を超えない場合(経年劣化の場合も含む)(※2)		○
		上記以外の場合	○	
13	備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		修理等に係る費用が1件当たり50万円を超えない場合(経年劣化の場合も含む)(※2)		○
		上記以外の場合	○	
14	債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
		指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
15	情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
16	管理施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		○
		上記以外の場合	○	
17	指定期間満了時等の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

上記でいう「管理物件」とは、管理施設・設備及び【別紙10】の管理備品をいう。

(※1) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、県と指定管理者で協議して決定するものとする。

(※2) 管理物件の修繕について、当該管理物件の構造上の不備などに起因する事故等による場合を除き、原則として指定管理者の負担とする。ただし、1件50万円を超える場合は、県と指定管理者が協議して負担を決定することとする。

(※3) 県・指定管理者双方に○があるものは、両者協議のうえ決定するものとする。